

高等教育無償化条項の留保を撤回し、  
学費負担の軽減、高等教育予算の増額を

“2006年問題”資料集



全国大学高専教職員組合（全大教）

日本私立大学教職員組合連合（日本私大教連）

## 目 次

はじめに— “2006年問題” とは	3
<b>I 国際人権規約「高等教育無償化条項」の留保撤回をめざして</b>	4
国際人権規約・社会権規約第13条	4
国際人権規約批准時の国会審議での外務大臣答弁（1979年）	5
無償化条項を留保する日本政府への社会権規約委員会からの勧告	6
社会権規約委員会の審査過程での質疑	7
<b>II 日本の高等教育予算は世界最低レベル — 対GDP比1%達成を</b>	8
GDPに対する公財政支出の割合	8
教育機関に対する教育支出の公私負担割合	9
学生一人当たりの公財政支出	9
一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合	10
我が国の研究者一人当たりの研究費の推移	11
主要国の基礎研究費の割合の推移	11
<b>III 高等教育を受ける機会の均等、本当に保障されている？</b>	12
日本は世界で最も学費が高い国	12
世界的にみて貧困な奨学金制度	13
学費の家計負担はもはや限界	14
おわりに— いまこそ異常な高学費の解消、高等教育予算の増額を	15

## はじめに— “2006年問題”とは

みなさんは「**国際人権規約**」をご存知ですか？

国際人権規約とは、世界人権宣言の内容を基礎としてこれを条約化したもので、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。草案の作成開始から17年にも及ぶ歳月をかけて完成した、まさに人類の英知の結晶ともいえる条約です。1966年の第21回国連総会において全会一致で採択され、1976年に発効しました。日本は1979年にこの規約を批准しています。

国際人権規約は、「**経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約**」(**社会権規約**またはA規約)と「**市民的及び政治的権利に関する国際規約**」(**自由権規約**またはB規約)の2つの規約から成り立っています。

このうちの**社会権規約第13条**には、教育に関する権利が記され、その権利を実現するために、高等教育について、「**無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする**」ことが定められています(同条2項(c))。これを私たちは「**高等教育無償化条項**」とよんでいます。

しかし日本は、国際人権規約を批准する際、この無償化条項を「**留保**」しました。すなわち、規約全体は批准しても、無償化条項に拘束されることは拒否したのです。高等教育無償化条項を留保している国は、国際人権規約締約国数151カ国(2005年4月11日現在)のうち、日本、マダガスカル、ルワンダの3カ国のみです。

国連の社会権規約委員会は2001年、日本政府が「留保を撤回する意図がないことに特に懸念を表明」し、「**留保の撤回を検討することを強く要求する**」勧告を採択しました。そして、2006年6月30日までに、国連への定期報告において、この勧告に対して日本政府がとった措置について詳細に回答することを求めたのです。これがいわゆる“**2006年問題**”です。

私たち全大教と日本私大教連は、①**高等教育無償化条項の留保を撤回し、学費を抑制すること**、②**高等教育予算の対GDP(国内総生産)比1%達成に向けた年次計画を策定すること**、の2点を課題として、共同の取り組みを進めています。その一環として、5月17日に外務省へ、7月12日には文部科学省と財務省へ、共同要請行動を行いました。今後国会請願署名などに取り組みます。

# I

## 国際人権規約「高等教育無償化条項」 の留保撤回をめざして

### 国際人権規約・社会権規約第13条

適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

- (d) 基礎教育は、初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者のため、できる限り奨励され又は強化されること。
- (e) すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し、適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善すること。

(外務省ホームページより抜粋)